

児童手当からの学校給食費申出徴収のご案内



学校給食費を滞納（納め忘れ）してしまったとき、児童手当から滞納（納め忘れ）の支払に充てることができる制度があります。

1 申出徴収とは

申出徴収とは、児童手当受給者が学校給食費を滞納（納め忘れ）している場合に、あらかじめ「学校給食費のうち滞納（納め忘れ）となった額について児童手当を充てる」旨の申出を行っておくことで、児童手当から滞納（納め忘れ）となった額を差し引くことができる制度です。

- ・この制度を受けるには、児童手当を受給される方から、
「**児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書**」を提出していただく必要があります。
- ・申出書は園児、児童、生徒1人につき1枚ずつ提出してください。
- ・滞納（納め忘れ）がない限り、児童手当から差し引かれることはありません。
- ・滞納（納め忘れ）が解消されるまで、継続して児童手当から該当する金額が差し引かれます。
- ・この申出の変更又は撤回を行う場合は、別途、申請が必要です。

2 申出徴収の具体例

実際に児童手当から差し引くときは、まず、その金額及びどの月の児童手当から差し引くかを、学校給食費を担当する学校管理課から文書でお知らせします。児童手当の支給月の直近2か月分の学校給食費は、差し引かれません。次回以降の支給時に差し引かれます。

（例）学校給食費：月額 5,000 円 、児童手当：月額 10,000 円（偶数月支給）の場合

（給食費を差し引かない場合）			（給食費を差し引く場合）			支給される児童手当の額
児童手当 10月支給 20,000円	児童手当 12月支給 20,000円	児童手当 2月支給 20,000円	児童手当 10月支給 10,000円	児童手当 12月支給 10,000円	児童手当 2月支給 10,000円	
			給食費 (2か月分) 10,000円	給食費 (2か月分) 10,000円	給食費 (2か月分) 10,000円	滞納（納め忘れ）があった給食費分として市が収納

申出書の提出は**任意**です。学校給食費の滞納（納め忘れ）防止のため、あらかじめの提出にご協力をお願いいたします。

3 その他

- ・下記の方はこの制度を受けることはできません。
 - 児童手当が職場から支給されている公務員の方
 - 石巻市以外の市町村から児童手当を受給している方
- ・制度を利用するためには、下記期日までに申出書の提出をお願いいたします。
 - 新たに申し出るとき・・・児童手当支給月の前月の10日まで
 - 申出の変更・撤回・・・児童手当支給月の前月の20日まで



お問合せ先：石巻市教育委員会学校管理課給食係 95-1111（内線 5037）
裏面に**記入例**があります📄

記入例

児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

令和〇年 〇月 〇日

石巻市長 様

学校給食申込者と児童手当受給者が同一の場合はこちらに記入してください。
(下段の記入は不要)

保 護 者 住 所 石巻市穀町 14-1
(学校給食費負担者) フリガナ イシノマキ タロウ
氏 名 石巻 太郎
※児童手当受給者と同一の場合はこちらに記入 生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日
電話番号 0225-95-1111
園児・児童・生徒との続柄 父

学校給食申込者と児童手当受給者が異なる場合はそれぞれに記入してください。

保 護 者 住 所
(上記以外の受給者の方) フリガナ
氏 名
※学校給食費負担者と児童手当受給者が異なる場合はこちらに記入 生年月日 年 月 日
電話番号
園児・児童・生徒との続柄

私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、石巻市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払い期日をもって支払いを充てる旨を申し上げます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、石巻市長から児童手当の支給を受けている間、当該児童手当から学校給食費の滞納分の支払に充てるものとします。

対象の園児・児童・生徒	学 校 等 名	幼稚園・ <u>小学校</u> ・中学校			3 年
	フリガナ	イシノマキ ハナコ			
	氏 名	石巻 花子	生 年 月 日	平成●●年 △月 △日	
徴収（支払）費用		学校給食費のうち滞納（納め忘れ）となった額			

※令和6年度現在、通っている学校名・学年で記入してください。
※園児、児童、生徒1人につき1枚ずつ提出してください。